

付一 8 国際河川の水利用に関するヘルシンキ規則

国際河川の水利用に関するヘルシンキ規則

(The Helsinki Rules on the Uses of the Waters of International Rivers)

1966年夏、ヘルシンキにおいて開催された国際法協会（I.L.A）の第52回会議は、国際河川の水利用に関するヘルシンキ規則として知られる決議を採択した。この規則は、I.L.A内に設置された国際河川委員会（Committee on International Rivers）の12年間にわたる努力の成果であり、一般に承認された国際公法の原則を反映しつつ、2国間または多国間において、相互に関連する水資源の開発利用を個別的または共同的に行なう際の権利業務に関して、国際協定等を締結するうえで有益と思われる定義と指針を提供しようとするものである。

つぎに示すものは、ヘルシンキ規則の初めの2章である（これに続く各章には、汚染、航行、木材流送、紛争の予防および裁定等に関する規定が置かれている）。

第1章

第1条 次の各章中に設定された国際法の一般原則は、国際流域の水の利用に適用されるものとする。ただし、流域国間において条約、協定または拘束力ある習慣による特別の定めがあるときは、この限りではない。

第2条 国際流域（international drainage basin）とは、地表水および地下水を含めて、共通の流末に流れる水の機構上の分水界によって区画された2以上の国に広がる地理的区域をいう。

第3条 地域国（basin State）とは、国際流域の一部をその領土に含む国をいう。

第2章

第4条 各流域国は、その領土内において、国際流域の有効水利用（beneficial use of waters）についての合理的かつ衡平な分配（reasonable and equitable share）を受け、権利を有する。

第5条 前条に規定する趣旨における合理的かつ衡平な配分の内容は、それぞれの個別的な事案におけるすべての関連要素に照らして決定されなければならない。

2. 前項の関連要素として考慮されるべき事項には、つぎに掲げるものを含み、かつ、これに限定されないものとする。

a)流域の地理、特に各流域国の領域が流域に占める割合

b)流域の水文、特に各流域国からの水源の寄与

- c)流域に影響を有する気候
 - d)流域内の従来の水利用、特に現在の水利用
 - e)各流域国の経済的および社会的需要
 - f)各流域国において流域の水に依存する人口
 - g)各流域国の経済的および社会的需要を充たすための代替手段に関する費用比較
 - b)他の資源の利用可能性
 - i)流域の水利用における不要な浪費の回避
 - j)利用に関する紛争を調整する手段としての共流域国（co-basin State）に対する補償の実施可能性
 - k)共流域国に対するかけがえのない損害を発生させることなく流域国の需要を充たせる限度
3. 各要素に付せられる比重は、他の関連要素との比較における重要度によって決定されるものとする。合理的かつ衡平な配分の内容を決定するに際しては、すべての関連要素を併せて考慮し、給体としての基礎の上に一つの結論が得られなければならない。
- 第6条 一つの利用または利用の類型は、他の利用または利用の類型に対して、固有の優先性を有するものとされてはならない。
- 第7条 流域国は、国際流域の現在の合理的水利用が共流域国のための将来における同様の水利用を留保するものとなるべきことを、拒否することができない。
- 第8条 既往の合理的利用は、その状態で存続できるものとする。ただし、その存続を正当化する要素以外の要素がこれに優先し、既往の利用と両立しない競合的利用を可能ならしめるため、これを変更し、または廃止すべきものと決定されたときは、この限りでない。
2. a)事実上行なわれている利用は、当該利用に直接関係する施設が設置された時期から、またはそのような施設を要しないものであるときはこれに相当する実際の利用行為がなされた時期から、引続いて既往の利用があったとみなされるものとする。
- b)前段に規定する利用は、これを廃止する意図をもって継続されなくなるまでの間、既往の利用として存続するものとする。
3. 一つの利用は、その行為に着手された際に既往の合理的利用と両立しないものであるときは、既往の利用とはみなされないものとする

付一 9 メコン・インドシナ地域を取り巻く 3つの流れ

	メコン(川)委員会	メコン地域経済協力会議	インドシナ総合開発フォーラム
英文名	Committee for Coordination of Investigation of the Lower Mekong Basin (1957-1992) Mekong River Commission (1995.4 -)	Greater Mekong Sub-regional Economic Cooperation	Forum for Comprehensive Development of Indochina
対象国	ラオス、タイ、カンボジア、ベトナム	中国、ミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナム	ラオス、カンボジア、ベトナム
推進機関(国)	UNDP (国連開発計画)	ADB (アジア開発銀行)	日本
1957.9	メコン河下流域調査調整委員会(略称メコン委員会)発足		
1963	メコン委員会事務局(Mekong Secretariat)設置		
1975	メコン委員会活動休止		
1978.1	暫定メコン委員会(Interim Mekong Committee)発足(カンボジアを除く3か国)		
1991.6	カンボジアSNC(最高国民評議会)、メコン委復帰決議、再参加要請		
1992.2	第70回総会無期延期		
1992.4	ランカスター・メコン事務局長辞任		
1992.10		第1回協力会議会合(マニラ) ADBの RTA I(1992.8-1993.1) RTA II(1993.6-1993.9) 公表	
1992.12	沿岸4か国クアラルンプール会合(UNDP主催)協力枠組検討のためのMekong Working Group(MWG)設置に合意		

1993. 2	作業部会ハノイ会合		
1993. 4	作業部会バンコク会合		
1993. 6	作業部会ビエンチャン会合		
1993. 8. 30- 31		第2回会合 (マニラ) 運輸、エネルギー、環境、人材 育成、貿易・投資、観光の6分 野における地域協力プロジェク トの討議	
1993. 12. 9- 10			準備会合 (東京) インドシナ3国、アセアン6 か国、中国、ロシア、先進国 11か国、国連国際機関参加
1993. 10	作業部会プノンベン会合		
1994. 4. 20- 23		第3回会合 (ハノイ) コンサルタント (PADECO他) の プロジェクト検討報告、新たに 通信分野をRTA IIに追加確認	
1994. 9. 13- 20		第4回会合 (チェンマイ) 運輸、エネルギー分野の優先プ ロジェクト及び地域経済協力体 制の討議	
1994. 11	作業部会ハノイ最終会合 MWG作成 "Agreement on the Cooperation for the Sustainable Development of the Mekong River Basin" に 4か国仮調印	民間セクター向け説明会 (バン コク)	
1995. 1	第1回タスクフォース会合		
1995. 2		2. 9 「メコン河流域総合開発フ ォーラム」 (東京経団連主催)	2. 26-27 閣僚会合 (東京)
1995. 3	第2回タスクフォース会合		3. 24 民間部門シンポジウム (バンコク) コンベンディ アムに関する2作業部会設置
1995. 4	第3回タスクフォース会合		
1995. 4. 5	Agreement に4か国正式調印		

付一 10 拡大メコン局地経済協力構想概要（運輸及び電力）

運輸部門

1. 背景

- ・ タイを除き、域内の運輸インフラは一般に老朽化、諸元ミスマッチ、維持不全（1940-60年代に設計、建設）。 バンコックの交通渋滞のみならず、一般に都市の交通量急増の傾向。
- ・ ラオスには鉄道がない。多くの国では鉄道は重要な運輸モードであるが、重量過多の輸送を道路より環境影響少なく担っている。タイと雲南を除く他地域では、老朽化、財政的運営困難に陥っている。
- ・ 河川舟運は国内貨物荷扱い量多。特にメコン川上流及び紅河上流（共に雲南領域）、チャオピヤ河（タイ）、イラワジ、チドウィン、サルウィン、カラダン（以上ミャンマー）。
- ・ 地域間運行（国内、国際共）確立に向かって空港施設のアップグレードが必要。

2. 地域運輸部門調査

- ・ ADB のSubregional Transport Sector Study 最終報告書はチェンマイでの第4回会合（1994.9）で承認済。目的は運輸部門の地域間経済協力だけでなく、貿易、投資、観光等関連部門の開発に寄与。
- ・ 同報告書は、道路9、鉄道8、水運10、航空6、運輸制度1で34の優先プロジェクトを選定。

3. 地域間運輸需要

- ・ 将来、農業のフレート需要は余り大きな期待はできないが、工産物は確実に増加する。鉱産物がいずれ大口となろう。

4. 投資プロジェクト

- ・ 34プロジェクトの実施期間は15年、3つの層に分けられる。実施に当たってまず運輸部門フォーラムの設置が提案された。

（道路）

R1	バンコクーノンペンーホーチミンーブンタオ間	（総事業費 US\$M 123.2-206.6）
R2	タイーラオスーベトナム西域回廊ー第2メコン橋	（総事業費 US\$M 49.7- 83.1）
R3	チェンライー昆明（ミャンマー、ラオス経由）間	（総事業費 US\$M 340.6）
R4	昆明ーラショ（昔のビルマ道路）間	（総事業費 US\$M 817.4）
R5	昆明ーハノイ間	（総事業費 US\$M 47.5-56.9）
R6	南部ラオスーシハヌークビル間	（総事業費 US\$M 33.1）
R7	ラショーロイレムーケントゥン間（R3,R4 に連結）	（総事業費 US\$M 107.8）
R8	雲南省南部ータイ北部ーラオス北部ーベトナム北部間（R3と連結）	（総事業費 US\$M 99.3）
R9	タイ東北部ーラオス南部ーカンボディア東北部ーベトナム中部（含むダナン、クイニョン港拡張）	（総事業費 US\$M 60.8）

上記プロジェクトの準備状況は次の通り。

- R1 : ADB の資金でF/S 実施済（ホーチミンまで）
- R2 : 仏政府の資金でF/S を準備中
- R3 : チェンライー昆明間で一部ラオス区間、タイ建設業者で建設工事中
- R4 : ADB の資金により昆明ーラショ間（雲南省）の改良工事開始

（鉄道）

- RW1: 雲南省ータイ間新設（1,000km 以上）

RW2: 雲南省-ベトナム間改良

RW3: タイ-カンボディア-ベトナム間

鉄道プロジェクトは多額の投資を必要とし、さらに国、地域レベルの調査が必要。

(舟運)

W1 : ランチャン上流-メコン川舟運改善 (雲南、ミャンマー、ラオス、タイ) US\$M 82.0

W2 : メコンデルタ舟運改善調査 (ベトナム、カンボディア) US\$M 3.3

W3 : 紅河舟運改善 (ベトナム、雲南) US\$M 26.0 以上

W4 : ラオス南部-カンボディア河川舟運改善

上記のどのプロジェクトも大河川の水利特性、流砂堆積、急流、急曲がり等十分な調査と対策を伴う。

海港 : シハヌークビル、ベトナム中部、ベトナム北部、ベトナム南部 (Thi Vai-Vung Tau) 、ヤンゴン-ティラワ

河川港 : プノンベン

まだどのプロジェクトもF/S レベルの調査はされていない。ティラワ港はUNDP1992-Pre F/Sあり。

(航空)

6プロジェクト : バンコク第2国際空港、カンボディア国際国内空港、雲南省、ミャンマー、ベトナム、地域間新規航路の確立

上記のプロジェクトは共通して、既存空港施設の拡張整備、航空管制、制度強化、新港建設、新航路の設定などを含む。最大投資はバンコク第2国際空港でUS\$4.2-5.0 billion。同地域の高度経済成長により、全てフィージブルと思われる。投資、貿易、観光などの面から地域間協力が重要。

5. 事業費と財源

域内国は概して財源に乏しく、多国間、2国間融資の他、民間資金の導入、投資などの活動が必要。BOT (Built-Operate-Transfer)も有力な方法の一つである。

6. ソフトウェア : 地域運輸フォーラム

- ・物的インフラ、またはハードウェアだけでは効率的な運輸部門の改善は達成されない。制度的、法的、規則など他の要素、即ちソフトウェアが同時に必要である。部門調査もこのカテゴリーに入る。
- ・このために前回の第4回会合で、各国の上級担当大臣で構成する「地域運輸フォーラム Subregional Transport Forum」の設置が提案され、了承された。このフォーラム第一回会合は今年前半に開催される予定であり、プロジェクトの実施に向かった重要な第一歩となる。

1. 背景

- ・地域内の水力発電ポテンシャルは、現在の発電量の10倍に相当する1,000Twh（設備能力にして250,000MW）ある。雲南が最も大きなシェアーで、ミャンマー、ラオス、ベトナムと続く。石炭埋蔵量も豊富で、雲南に集中している。水素炭化化合物（石油・天然ガス等）は現在の開発量の約100倍が埋蔵されている。地域内の国民一人当たりの電力消費量は300 kWhで、先進国の消費レベルには遠く及ばない。（カンボディア、ラオス、ミャンマーの20-60 kWhからタイの900kWhまで）タイを除き、電化率は4-12%と低い。同地域の電力消費量は経済成長に比して伸び、1993-2020の間に90TWhから600TWhと6倍以上と推定される。この需要に見合うには民間部門の参入が必要であろう。
- ・ラオス-タイ間の比較的少量の電力輸出を除き、6か国とも、エネルギーの自給アプローチをとっている。地域間の送電線網、国境を跨ぐガス管網を有効にめぐらすより統合的アプローチにより、より効率的エネルギー資源補完システムが可能となる。これには、相互の信頼と経験構築が必要。

2. 優先プロジェクト

- ・エネルギー部門の地域総合調査はノルウェーのNorconsultによって行われ、成果は第3回（1994.4 ハノイ）及び第4回（1994.9 チエンマイ）の会合で討議された。各プロジェクトは以下の通り。

次のステップ

A1	Xe Kong, Se San 流域水力発電開発及び送電網 (カンボディア、ラオス、ベトナム、タイ)	流域調査
A2	Nam Tha 水力発電送電網 (ラオス、タイ)	Pre F/S
A3	Jinghong 水力発電送電網 (雲南、タイ)	F/S
A4	Nam Theun川流域水力発電開発送電網 (ラオス、タイ、ベトナム)	流域調査
A5	サルウィーン川流域水力発電送電網 (ミャンマー、タイ)	流域調査
A6	Theun-Hinboun (以前の Nam Theun 1-2) 水力発電開発送電網 (ラオス、タイ)	実施
A7	既存発電所間連絡	Pre F/S
A8	長期地域発電送電システム開発	調査継続中

石油ガス部門では次のプロジェクト；

B1	Yandana-Bangkok ガスパイプライン	実施
B2	海上油類危険物事故緊急対処に関する計画と準備	調査

Institutional-Buildingでは次の2つのプロジェクト

C1	下記4つのグループによる電力フォーラムの設置 ・システムプランニング（需要管理を含む） ・経済と金融（民間資本の参加、電力売価の設定を含む）	計画と実施
----	--	-------

- ・流域保全
- ・電力部門の環境ユニットの強化

C2 地域内河川システムにおける有効な水管理のための法的
制度的フレームワークの強化（国際法に照らして）

計画と実施

付一11 「インドシナ総合開発フォーラム」

閣僚会合共同ステートメント (1995.2.27)

「インドシナ総合開発フォーラム」閣僚会合 共同ステートメント

1995年2月27日

1. 1995年2月26、27日の両日、東京において日本政府の主催、議長のもと「インドシナ総合開発フォーラム」閣僚会合が開催された。

オーストラリア連邦、ベルギー王国、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボディア王国、カナダ、中華人民共和国、デンマーク王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、インドネシア共和国、イタリア共和国、大韓民国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、オランダ王国、ニュー・ジーランド、フィリピン共和国、ロシア連邦、シンガポール共和国、スウェーデン、タイ王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ヴィエトナム社会主義共和国、欧州委員会、アジア開発銀行（ADB）、国際連合アジア・太平洋経済社会委員会（ESCAP）、国際通貨基金（IMF）、メコン事務局、国際連合開発計画（UNDP）、世界銀行が参加した他、アメリカ合衆国、経済協力開発機構（OECD）、国際労働機関（ILO）がオブザーバーとして参加した。

2. 会議においては、カンボディア、ラオス、ヴィエトナム（以下「三カ国」という。）は、新たに到来した安定と機会の時代の中で、これら三カ国自身にその最終的な責任があるところの社会経済改革と開発のための努力を、1993年6月のウィーン会議の結果を考慮に入れつつ、継続することへの決意を再確認した。三カ国は、限られた資源を最大限に活用して最大の成果を得るためには、各国の開発プログラム・プロジェクトを策定する際に、開発の地域的側面に適切な配慮を払うことが重要であることを認識するに至った。三カ国よりの国際社会に対する効果的且つ時宜を得た援助の要請に応じて、援助国・機関は、開発へ向けた三カ国の個別乃至共同の自助努力を全面的に支援する用意がある旨改めて表明した。参加国・機関は、健全なマクロ経済環境の維持と構造調整の継続が持続的成長

の為重要であることを強調した。参加国・機関は、三カ国によりこれらの分野において既に多大な進歩が達成されたことを認識し、IMF及び世銀により支援されている中期的経済計画の一部としてこれを引き続き追求するよう懇願した。

3. 参加国・機関は、インフラ整備、人材育成及び国造り（注）については、三カ国が市場経済に移行するため不可欠であり、優先的に注意を払い且つ取り組む必要があることを確認した。参加国・機関は、三カ国が地域として総合的な開発を実現するには、主要な援助国・機関及び被援助国が、開発援助につき、情報を共有し、意見交換を行うことが重要且つ有益であることを再確認した。

この目的のため、参加国・機関は、

- (1) 三カ国全体の発展に取り組む、
- (2) 主要援助国・機関が適宜自発的な援助調整を行うよう、これらの国・機関の参画を得る、
- (3) 政府の支援努力を通じて民間部門の活動の促進を図る、

という3つの意味で、本フォーラムが意見交換及び情報共有のための総合的手段となり得ることにつき同意した。

参加国・機関は、プロジェクト策定及び枠組み実施に際して地域的アプローチの必要性を認識した。この関連で、参加国・機関は、メコン暫定委員会のメコン河委員会への発展を歓迎し、この第一歩が同委員会のより活発な役割に繋がることへの期待を共有した。幾つかの国及び国際機関は既に新たな委員会に対し積極的に支援する用意がある旨表明した。また参加国・機関は、自発的な援助調整が個々のプロジェクトの効率性を向上させ、三カ国にとっての利益の増大に繋がるとの期待を共有した。参加国・機関は、本フォーラムが、世銀が議長を務めるヴェトナム支援国会合、日本が議長を務めるカンボディア復興国際委員会、UNDPが議長を務めるラオス・ラウンド・テーブル会合等の国別に国際支援を動員するための国際的な場において進められている既存の作業を補完するものであることを認識した。

（注）ここで言及されている分野の順番は如何なる意味でも相互の優先順位を反映するものではない。

4. 参加国・機関は、本フォーラムを十全に活用し、インフラ整備及び人材育成の優先分野につき活発に議論し情報交換を行った。実施中であるか、既に実施されているか、将来の検討のため計画されているか、又は、強い関心が表明されているプロジェクト・プログラムについて、インフラに関してはADBが、人材育成に関してはUNDPがそれぞれ総覧を編集し、本フォーラムに提出した。参加国機関は、ADB及びUNDPの努力を称賛し、将来総覧が更に改善されるよう要請した。コンペンディウムに関する議論は付属1に要約されている。また、ESCAPによる、貿易、投資、環境に関する研究は本会合に資するものであり、本会合はその有益且つ洞察力に富む分析を称賛した。

5. 参加国・機関は、インフラ整備について、地域の国々を繋ぐ輸送システムの整備が緊急に必要であり、またエネルギーが協力の可能性のかなり高い重要分野であるとの認識を共有した。また参加国・機関は、資金調達が、地域のインフラ計画を実施するに際して重要な問題であり、三カ国の政府、民間部門及び援助国・機関の緊密な協力を必要とするとの見解も共有した。

人材育成と国造りに関しては、参加国・機関は、

- (1) 市場経済への移行のための経済、法制、公的制度改革、
- (2) 民間部門の発展、
- (3) 環境、天然資源の管理、
- (4) 社会政策、社会投資及び社会の構造調整

が、協調した行動と更なる技術協力を必要とする優先度の高い分野であることを確認した。

参加国・機関は、この地域の経済開発と繁栄にとって、貿易と投資の促進が不可欠なものであるとの共通の見解に達した。このために、三カ国は、開かれた自由経済の文脈の中で、制度的及び法的枠組みを向上させるよう更に努力すべきであり、かかる努力が転じては地域のインフラ・プロジェクトからの受益を最大化することとな

るとの点において、参加国・機関の意見が一致した。

6. 三カ国に対する支援へのコミットメントを示すため、支援国・機関は具体的支援努力につき言及したが、右は付属2に要約されている。

7. 参加国・機関は、三カ国の総合的、全域的且つ効果的な経済開発を目指す上で、以下の6つの道標が重要であるとの見解を共有した。

(1) アジア・太平洋、欧州諸国の積極的な関与と協力。

(2) この地域の三カ国の透明性、対話及び協力。右は、新しいメコン川委員会を生産的なものにするに当たって、三カ国を含む4当事者の間で重要な要素となる。

(3) 三カ国のASEAN加盟の可能性を念頭においた、三角協力等のプログラムを通じた、ASEAN諸国の経験と知識の十全の活用。

(4) ADB、ESCAP、ILO、IMF、OECD、UNDP、世銀、メコン事務局等、関係国際機関の専門的知識の十全の活用。

(5) 健全なマクロ経済運営及び開かれた自由経済の更なる促進を通じた、貿易・投資を中心とした民間部門の活動の円滑化。

(6) 環境、貧困緩和及び開発における女性への配慮。

8. 参加国・機関は、拡大メコン地域（カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナム、中華人民共和国の雲南省）における協力推進のためのADBの地域的技術協力、マクロ経済運営に関する対話とこの地域における三カ国の地域的協力を推進するためのUNDPの積極的な施策、三カ国の技術協力に関する会議の調整についてのタイ政府の努力を含む、最近乃至現在進行中の他の地域的イニシアティブを歓迎した。また参加国・機関は、本フォーラムはこれらの

イニシアティブを十全に活用すべきこと、及び、不必要な重複は避けるべきであり、完全に情報を共有することによってはじめてこのような不必要な重複は避けられることにつき同意した。

9. 参加国・機関は、三ヵ国及び援助国の高級事務レベル、関係の国際機関の代表及び／又は援助国政府機関の代表から成る作業委員会を設置することにつき同意した。その内の一委員会は、日本を議長、ADBを協力機関としてインフラ部門を担当し、また別の委員会は、フランスを議長、UNDPを協力機関として人材育成分野を担当することとなる。作業委員会は毎年開催され、必要に応じてより適切な方法で総覧を更新し、援助国・機関と被援助国との間の自発的な援助調整の現状を把握し、また地域において今後発生する支援の必要性を議論することとなる。

また参加国・機関は、インフラ整備及び人材育成に関係する問題を含め、地域内及び地域との間で民間部門の活動を促進する上での開発援助の役割に関し、民間部門の見解及び意見を吸収する諮問グループを設置することにつき原則的に合意した。日本国政府が、タイとESCAPとの協力の下、三ヵ国と協議し、その態様及び目的につき一案を作り提案する。この関連で、参加国・機関は、その第一歩として、経済界、学界及びNGOによる民間セクター・シンポジウムを、1995年3月24日にバンコクで、ESCAPの協力を得つつ主催するとの日本国政府のイニシアティブを歓迎した。

参加国・機関は 2つの作業委員会及び諮問グループの間での調整と相互連関を日本の全体的な調整の下で図る必要があることを認識し、必要が生じた時には改めて関係会合が招集されることもあり得る旨認識した。

付一12 ラオス水力発電プロジェクトMOU一覧

Foreign Investment Management Committee (Lao PDR)

THE LAO : UPDATED TIMETABLE
FOR ELECTRIC-POWER DEVELOPMENT PROJECTS
UNDER AGREEMENT WITH FOREIGN INVESTORS
AS OF 1 December 1995

No	Project Name	Type of Agreement/ Document Signed	Signing Date (day/m/y)	Construction Completion Date	Installed Capacity (MW)	Generation (GWh)	Estimated Construction Cost (Mill USD)
1	Nam Theun-Hinboun	Licence	13/10/94	1998	210	1.582	270.00
2	Nam Theun 2	GHOA HOA	13/10/94	June/1999	681	4.864	1,015.00
3	Houay Ho	Concession	23/9/93	End 1997	126	657	192.00
4	Hongsa Lignite	PDA	22/6/94	2000	600	3.522	802.00
5	Xe Kamane1	Concession	28/6/95	Feb./2000	363	2.050	419.60
6	Xepian-Xenamnoy	Concession	17/8/94	2000	372.3	1.874	498.41
7	Nam Ngum3	MOU	16/3/95	-	400	2.047	498.41
8	Nam Ngum2	DA	16/1/91	-	307.5	1.919	650.00
9	Nam Ngiep	DA	16/1/91	-	440	2.900	773.00
10	Nam Kha2	MOU	24/6/94	-	126.2	567.8	287.9
11	Nam Theun 3	MOU	1/8/94	-	236.6	1.025	355.00
12	Nam Theun 1	MOU	25/3/94	-	800	3.450	853.9
13	Nam Cha 1	MOU	6/4/94	-	120	420*	130.00
14	Nam Cha 2	MOU	6/4/94	-	70	340*	119.00
15	Nam Mang3	MOU	21/1/94	-	50	250*	48.00
16	Xe Katam 1	MOU	10/1994	-	44	134	40.00
17	Xe Katam 2	MOU	10/1994	-	46	141	40.00
18	Nam Ou	MOU	11/11/94	-	900	5100	960.00
19	Nam Lik 1/2	MOU	16/2/94	-	100	394	135.00
20	Nam Ngiep2	MOU	01/03/95	-	495	2.487	500.00
21	Nam Ngiep3	MOU	01/3/95	-	70	350*	120.00
22	Nam Seuang	MOU	01/03/95	-	192	950*	350.00
23	Nam Tha 1	MOU	07/10/95	-	210	1,134*	296*
	General TOTAL				6,849.3	38,157.8	9,492.21

PDA : Project Development Agreement;
 GHOA : Government of Lao's Heads of Agreement;
 HOA : Heads of Agreement for Power Purchase Agreement;
 MOU : Memorandum of Understanding;
 DA : Development Agreement;
 IDC : Interest During Construction;

* - First assumption.

付一 13 新聞特集記事抄訳 (The Nation, 1995.12.29)

The Nation, 1995.12.29 (バンコク) "Dragged into the Mainstream"

—何千年も同じ流れだったメコン川がついに開発時代に突入—

メコン川が本流開発者にとって身近になればなる程、進歩のドグマ ("dogma of progress") と伝統的価値との衝突がますます明確になってきている。最も顕著な例としては、同河川のエネルギー潜在力を引き出すダム開発者とこのような巨大な電力を必要としない5,000万人もの漁業、農業者との間の確執がある。

特に1995年には、同地域の地政学的な新しいダイナミズムが発生した。37年経った後、4沿岸国は公的にメコン川委員会 (Mekong River Commission ;MRC) を再結成した。一つには、同地域を分断した歴史的な冷戦構造の終焉を意味するが、他方では、多分に環境と地方コミュニティの犠牲を強いた同地域の各国間でのメコン川の資源をめぐる競争時代の始まりでもある。

カンボジア、ラオス、タイ、ヴェトナムの4か国は1995年4月チェンライで "Agreement on Cooperation for Sustainable Development of the Mekong River Basin" に署名し、長年続いた Mekong Committee を引き継いで公式にMRCに使命を託した。

UNDPの支援を受け、メコン川下流域沿岸国は、新しい水利用規則を盛り込み、1975年の水利用に関する宣言に代わることに合意した。これにより、1975年以来続いた「平等で妥当な水利用」 "equitable and reasonable use of water" の原則が1995年の合意で、いわゆる超正当性と「勝ち勝ち」 "win-win" 理論で新たに置き換えられることとなった。これは、UNDPの法律専門家、Prof. George Radosevich の示唆による所が多い。

この新規則により、沿岸国は他の沿岸国が被害を被る可能性のあるプロジェクトを拒否する権利をもちやすくなり、沿岸国はメコン川の本流、支流共におけるプロジェクトを直接進めることができるようになった。但し、例外はメコン川本流から乾期中に他の流域に分水する場合は事前の合意を必要とするということである。

1995年の合意はまた、プロジェクトを進める前に他の沿岸国への水質インパクト調査の義務付けを棚上げにしたことである。代わりに、新合意では、メコン川の乾期中の自然流量の最低レベルがメコン川本流の指定地点で維持されるものとし、これをもってプロジェクトの妥当性を図る唯一の基準とすることを規定している。

このメコン条約によって、タイはメコン川の主要河川から自国内に分水できるという道が開けるようになったことは意義深い。これは、今までは1975年規則ではできなかったことである。

大きな兄弟 (big brother) という態度

インドシナ諸国の重大関心表明にもかかわらず、タイは議論の多いコンチーモン流域変更計画を先行させた。タイ政府は、他の沿岸国からの同意を得るかに拘らず、コンチーモンを進めることによって、1992年の前暫定メコン委員会の廃止に一役買っている。今回のメコン合意は、タイのこの意欲的なプロジェクトを進めたいという願望にインドシナ3国が妥協する形で得られたとあってよい。

それにもかかわらず、下流側に位置するインドシナ3国は同プロジェクトの被害をもたらすかもしれない影響とタイの情報提供拒否を恐れている。ヴィエンチャン側は同国の舟運を支配するメコン川本流の水位低下に関心を示している。

ブノンペンはこの巨大プロジェクトがメコン川の生態と共生関係にあるトンレサップ大湖の微妙なバ

ランスへの悪影響を心配している。ハノイは上流側の水位が下がるとメコンデルタがさらに塩水侵入によって被害を被ることを恐れている。メコン本流の流量はまた中国上流側の15か所の巨大ダム建設が完成すると一層影響を受ける。タイ側計画技術者は中国のダム群は下流側に余剰流量をもたらし、その結果、メコン川本流から取水してタイ領域のダム群で貯水できるものと信じている。

「我々は中国がこれらのダム群を建設することを待っている。中国のダム群は下流側にさらに水を放流することになる。時が来れば、ノンカイのファイ・ヴィアンクックの河口にポンプ場を建設し、中国のプロジェクトで生み出された余剰水をタイに分水する計画である」と、エネルギー開発振興局局長のプラテート氏 (Dr. Prathes Sutabutr) は述べている。

今の時点で、タイは東北部の何県かで13か所の堰の建設を完了した。2000年までにはメコン川から揚水してチー川とムン川に入れ、干ばつ常習地帯東北タイに51万ライ (約8.5万ヘクタール) の農地を灌漑する計画を始めた。皮肉にも、メコン合意は、タイが自らの意志でメコン流域の資源を開発する権利を享受し、一方では、旧合意で厳格に適用された「他沿岸国を傷つけない義務」を「大きな兄弟」が避けることを助長することになった。

技師の夢

1968年、アメリカ人技師は7か所にわたる階段式大ダムをメコン川に建設する壮大な青写真を描いた。しかし、インドシナ諸国の長年にわたる内乱と政治的混乱のために、これらのグランドデザインは決して図面板の域を出なかった。

メコン川委員会 (MRC) の元でのメコン沿岸国の再編は古い夢に新鮮な生命を吹き込むこととなった。メコン川本流流れ込み式水力発電 (run-of-the-river hydropower) 計画と呼ばれるものは、チアンコン (ラオス-タイ国境) とトンレサップ大湖 (カンボジア) の間に12の本流ダム建設計画を含んでいる。

現在策定中の流域開発計画 (BDP) の一環として、同計画はタイ電力グリッドにさらに13,000MWの電力を提供することになる。これが実施されると、約6万人の立ち退きと1,600平方キロの土地が水面下になる。

明らかに、技師はいつもメコン川の無駄な流量に着目するだけで、流水がなす生態的な機能には目もくれていなかった。これはエネルギー源に飢えたタイに突き上げられると共に、明らかにタイ建設部門の思惑が絡んでいる。一方、インドシナ3国は灌漑目的に重点を置いている。

約40年にわたる計画策定の中で、メコンの技師は「大きく考える」メンタリティーを決して放棄せず、同河川の彼らのモデルは、約50のダムの階段が河水をコントロールするという米国のコロンビア川のそれを参考にしている。

要するに、メコン川本流のためのこれら壮大な計画の実施はメコン川の「持続可能な開発」を達成するために署名者が宣言した目的に背く結果だけになる恐れがある。

4,000湖沼の国

未曾有の未開発の河川や森林と限られた人口に恵まれ、ラオスはタイの限りなく増長するエネルギー需要に応えると共に、国際河川ダム建設業者の天国になっている。しかも、同国の水力電力を輸出する政策宣言は世銀、アジア銀、UNDPによって指示されているものの、貧困な同国では将来とも予想される政治的、社会的、生態的結果に対処できるとは思われない。

ラオス人計画技師がしばしばドナーや民間開発業者に印象付けるために言うことは、原始河川を人造

湖に変える有望なサイトが北から南まで無数にある、ということである。「隣国にはもはや残された水力発電包蔵力は限られており、ラオスは比較的安く、環境的にクリーンな電力エネルギーの大規模輸出者になるという良い立場にある、とラオス計画協力委員会副長官のルエン・ソンボンカンは述べている。

ラオス政府工業・手工業省はラオス全土で60プロジェクト以上、総発電包蔵力18,000MWの候補地点を発掘している。既に、ラオスと国際開発業者との間で23の了解覚え書き（memorandum of understanding）が取り交わされている。同国自身のピーク発電需要はわずか40MWに対し、署名されたMOUが実施に移されると、開発事業費95億ドルに上り、6,800MWの電力が発電され、そのほとんどはタイに輸出される。

しかも、タイ発電公社（EGAT）はヴィエンチャンの唯一の顧客なので、ラオスは電力価格の交渉に不利な立場にある。1993年、1,500MWの電力を2000年まで輸出するというMOUをEGATと取り交わしている。1995年、EGATとElectricite du Laos (EdL)は、テウン・ヒンブン、ナム・テウン2、ファイ・ホについて価格設定に合意し、1キロワット・時当たり4.3セント、4.53セント、4.22セントとそれぞれなっている。

しかし、現在の状況は、ラオスは輸出価格よりも高い価格の電力を自国の一部給電のためEGATから購入している。ラオスはキロワット当たり平均、セ・セットダムからは3.7セント、ナムダムからは2.9セントでタイに売電している。一方、タイから20%高い電力を買っている。（EdL理事長談）

そのうちに、エネルギー部門の熟練と経験により、EGATは電力輸出国ラオスの扱いが上手になった。タイの電力需要が1,200MW又は年率12%に上昇するが、全体エネルギーニーズの25%の効率的供給余裕をもっている。「我々はラオスから電力が買えなくても問題はない。1,500MWのラオスからの供給は実質的には何でもない。それは全体供給量のわずか1%である。」と匿名希望のEGAT高官は述べている。「需要が年率12%伸びても、その全量をラオスから買うわけではない。近隣国に電力を頼るのはわが国の政策ではない。ラオスからはピーク負荷供給電力だけを望んでいる。」と同高官はつけ加えた。

同様に、EGATは共産国ラオスとの貿易における政治的リスクを考慮した安い電力を得ることを旨としている。最近、ラオスはハノイと交渉し、2010年までには1,500-2,000MWの電力を輸出することに合意に達した。しかし、ヴェトナムの困難な財政事情からみて、ラオスには来る数年はラオスに支払う余裕はない。従って、EGATは当分の間ラオスの電力の唯一かつ最も購買力のある輸入者である。

A DBエネルギー部長はこの事情を認めたものの、「我々には地図を塗り替える立場にはない。」と述べている。

さらに、ラオスの水力発電ダムを建設し管理し、その後に所有権をEdLに移管するBOTシステムの促進も又、ラオスにとって、さらに長引く社会的、生態的コストを加えることになった。世銀とアジア銀は民営化をつとに促進しており、ラオスを使ってBOTプロセスの一大実験を行っている。「ラオスは特別のケースである。彼らは我々の政策に非常に敏感である。彼らは我々のいうことをよく聞き、ガイドラインを守っている。」とアジア銀の高官は述べている。

ラオスにおいて国際機関による水力発電輸出政策の熱心な促進が明確に先進国のダム建設産業を助成する努力に帰することに意義がある。BOTプロジェクトを通じて、ラオスは国際的なコンソーシアムが自国の厳格な環境基準を避けることによって早い利益を得ることを可能にする好ましい条件を提供することになる。

ナムテウン・ヒンブン共同企業体プロジェクトはこのケースに当たる。ノルウェー開発グループとタ

イMXD会社はナムテウンーヒンブンダムを追加の環境インパクト調査の着手と同時に着工した。このインパクト調査は環境意識の高い自国では避けられない実務である。

ナムテウン2の教訓

ナムテウン2プロジェクトは国際コンソーシアムが事を急ぐために世界銀行の環境基準をうまく運用した典型的な古典的事例である。オーストラリアにベースを置くTransfield、Electricite du France、EdL、Italian Thai Development、Jasmine and Phattara Thanakitから成るコンソーシアムは世銀の融資選考のために急いで環境インパクトアセスメント（EIA）のドラフトを作成した。

そのEIA調査は標準を満たすことができなかったため、世銀は、慎重な国際的レベルの審査を行った結果、同コンソーシアムに対し、先月金融保証を供与することはできず、プロジェクトのインパクトをさらに十分調査するように要求した。これにより、着工には少なくとも6か月の遅れが生じる。さらに悪いことには、同開発は氾濫地域に関する誤った情報を提供した。コンソーシアムは、1981年の不正確な地形図に基づいてダム設計がなされていたことに気がついた。

その結果、元々の推定であった340 km²の貯水池面積の3分の1が吹っ飛んだ。681 MWのナムテウン2発電用ダムは元々推定していたよりもさらに4,326人の移転を必要とすることがわかった。しかも、ナカイNakai 高原森林地帯の野生動植物をさらに水面下に置くことになる。

しかし、開発業者からは何の責任行為も示されておらず、貸し出した世界銀行も同様である。明らかに、もし同銀行環境ガイドラインが忠実に行われておれば、コンソーシアムに現在の調査をやめさせ、全体のEIAを再度行うように要求したであろう。さらに、同銀行の引き続きのナムテウン2の支援は1992年のラオスでの伐採禁止にも拘らず、ナカイ高原の大規模な森林伐採を許すことになった。ラオス政府は伐採による外貨稼ぎから「持続可能でクリーンな」水力電力輸出による稼ぎに政策変更を明らかにしている。しかし、ナムテウン2は事実この政策に矛盾している。何故なら、水力電力輸出と伐採活動との緊密な関係があるからである。

各種の調査を通じたナムテウン2の世銀の関わりはヴィンチャンをして結果的には同プロジェクトに融資がかなうと信じ込ませている。その結果、ヴィエンチャン政府はナムテウン2の建設ができるだけ早くできるように、Bolisat PhattanaKhet Pudoj Co.に森林伐採のライセンスを与えている。

世銀、UNDP、国際ダムコンソーシアムはラオスの森林劣化の一大原因は現地住民の焼き畑耕作にあると常に非難してきた。しかし、ナムテウン2のケースでもわかるように、ダム建設による森林破壊は小グループの人達の生存手段のそれよりはるかに壊滅的である。

メコン川の技師達：本流開発に関する4つの見通し

タイ：Dr. Prathes Sutabutr（土木技師）

タイ・メコン合同委員会委員長

ラオス：Mr. Saykham（土木技師）

カンボジア：Mr. Khy Taing Lim（水力発電技師）

カンボジア・メコン合同委員会委員長

ヴェトナム：Mr. Hoang Trang Quang（土木技師）

ヴェトナム・メコン合同委員会委員長

（インタビュー記事訳は割愛）

以上

付 - 14 小湾発電所（中国側の説明）

小湾発電所を建設する必要性及び小湾発電所の建設に伴う下流メコン川への影響

（計画の背景）

小湾発電所は、メコン川上流瀾滄江の中流域に位置し、南潤県と鳳慶県の境にある。発電所は4200MWの発電機をそなえる見込みで、つくられた電気は、主に雲南省と広東省に供給される。

ア）改革開放政策により、雲南省は急速な経済発展を遂げ、それに伴い電力需要も大幅に増大した。2015年には10,600MWに達する見込みである。このため、絶えず新しい中核となる発電所を造っていく必要がある。

イ）広東省は中国のなかで最も経済発展の速い省の一つであり、エネルギー需要も大きい。しかし広東省のエネルギー資源は比較的乏しく、省内の水力発電資源も大部分が既に開発され、石炭の埋蔵量と生産量も多くなく、原子力発電はコストが高すぎる。エネルギー不足を解決するため、広東省は現在の雲南 - 広東電力網において、雲南の電気を広東に送らせることで協力を拡大し、雲南と共同で小湾水力発電所等の電源を開発している。小湾ができると、広東に2,500MWの電力と110～125億kWhの電力量を送ることができ、広東の経済発展を促進させるものである。

ウ）雲南の瀾滄江流域には、納西族・白族・イ族・タイ族・苗族・ワ族など18の少数民族が住み、人口は約47万人で、当該地区の48%を占める。全体的にみると、瀾滄江流域は後進的な農業地域である。経済発展が遅れ、農村のエネルギー源は薪が中心で、森林を過度に伐採したため、資源は急速に枯渇し泥流などの自然災害を引き起こしている。この地域の資源は豊富なものの、人々の暮らしは貧しい。小湾発電所のある南潤県は典型的な貧困県であり、1989年の一人当たり国民収入は403元に過ぎず、小湾発電所の建設によって同地区の経済が発展し、人民の生活が大きく改善される。

（小湾水力発電所開発に伴う下流域メコン川への影響：中国側の見解）

ア）小湾水力発電所は巨大なダムにより、調節機能をもち、下流域に多くの好影響を与えるであろう。

小湾発電所は、メコン川の河口から約3,000km離れており、小湾を流れる水量はメコン川河口の水量の7.6%に過ぎない。小湾発電所の開発がメコン川中下流域の水量に与える影響は小さく、無視できるものである。

イ）小湾発電所の調節作用により、ラオス北部メコン川上流域の4つの水力発電所の出力は81万kWに増加し、電気量は23億kWhとなる。

ウ）現在雲南の南阿河口（62号国境）からラオスのホイシャイまでの約300kmは今だに自然の河道で水量の多い時期に限って航行できる。小湾発電所ができれば、河道の渇水期の流量が、275m³/secから968m³/secに増加し、渇水期の水位が上がり、通行の条件が改善され、航行能力と貨物輸送量が増加する。小湾ダムには50万m³の死水位容量があり、土砂がダム内にたまり、下流の河道に土砂が堆積するのを軽減し、航行にも有利となる。

- エ) 渇水期の流量増加により、下流の水位が上がり下流の灌漑や水供給にとって有利となり、供給量も増加する。更に、河口付近のデルタ地区の海水の逆流を減らし、土壌の塩害も軽減できる。
- オ) 小湾発電所の建設により、流域付近の広大な地域に十分なエネルギーを供給でき、森林の伐採を減らすことができる。雲南省政府はこの地区に大量の森林を行う資金を配分しようとしており、これは同地区の生態環境を改善し、泥流の災害を防止するのに都合がいい。加えてダムの上流側の自浄作用によって下流の水質を改善することができる。ダムはまた洪水を防ぐ効果もある。
- カ) 既に瀾滄江の漫湾水力発電所（125万kW）の発電は開始されており、下流側の大朝山水力発電所は着工したところである。これら2つの発電所は不完全な季節調節ダムをもっている。小湾発電所はこの2つの発電所の上流にある。瀾滄江中下流域の河の状況を慎重に考慮した結果、漫湾と大朝山発電所が小湾に先行して造られ、小湾の建設中に流れをせき止め、水を溜めても下流では水量が突然減少するなどの心配をしなくても済むのである。

追記：

（下流側流況観測体制強化の必要性：MRC事務局の期待）

このような上流側の大ダム建設および発電による放流は下流側に水量、水質送流土砂等に多大の影響を与え、河川生態学上の課題が生じよう。中国側のメコン川委員会への早期加盟と共に情報の公開が期待される。

付一 15 参考文献リスト

1. Mekong Work Programme 1996 ,Mekong Secretariat
2. Mekong News 1995/2 (September 1995),Mekong Secretariat
3. メコン川水資源開発に関する提言－流域の持続可能な発展のために－ (平成 7年5 月)
日本G I F研究財団
4. 東南アジア大陸部開発構想 (1994 年3 月)「東南アジア大陸部開発構想」推進委員会
社団法人 国際技術協力協会
5. メコン川の開発 (平成2年9月) 国際協力総合研修所
6. 「メコン」石井米雄著 (1995年1 2月) めこん
7. 「メコン河の開発と環境」堀博著 (1995年1 2月) 古今書院
8. Subregional Economic Cooperation; Initial Policies for Cambosia,Lao PDR,Myanmar,
Thailand,Viet Nam and Yunnan Province of the People's Republic of Chiana
Asian Development Bank,February 1993
9. Initial Environmental Examination Report (Draft Report) , ESCAP, August 1995
10. Report of Expert Group Meeting on Environmental Impact Assessment for Inland Water
Transport Development Projects in the Upper Mekong Subregion, Bangkok 14-16 November
1995

日本国内外の主な既往メコン文献は、上記5. の「メコン川の開発」の付一 1 0 主要参考文献に収録してある。

この他に、1990年11月から1993年12月までPreparatory Organizational and Legal Studies の一環としてレビューされ、あるいはまとめられたレポートは次頁の通り。

PREPARATORY ORGANIZATIONAL AND LEGAL STUDIES

LIST OF DOCUMENTS AND PAPERS

I. WORKSHOP NO. 1 IN BANGKOK - MARCH 1991

1. LST, Review of international legal and institutional framework of the Lower Mekong Basin - international agreements prior to and after 1957.
2. Prof. D. A. Caponera, Issues resulting from the review of the Mekong Legal Framework.
3. Miguel R. Solanes, Principles of international water law.
4. Prof. G. E. Radosevich, Alternative models to river basin agreements: the U.S.A experience.

II. TRAINING COURSE IN ROME, ITALY - MAY 1991

5. Prof. D. A. Caponera, Major content of national water law.
6. Prof. Franco Florio, The principles of international law which govern the development of water resources.
7. M. Nanni, Brief Introduction to Groundwater Law and Administration.
8. M. Nanni, legal and Institutional Aspects of Environmental Management.
9. G. Bianchi, Introduction to Negotiation Techniques.
10. G. Bianchi, Selected Investment Law Issues.
11. R. Khrishna, Financing of Projects on International Waterways.
12. L. Debievre, External Project Financing by Private Banks.
13. S.D. Hocombe, Investment in S.E. Asia.

III. WORKSHOP NO. 2, IN HANOI - OCTOBER 1991

14. LST, Water Resources Law in the Lao PDR.
15. LST, Water Resources Law in Thailand.
16. LST, Water Resources Law in Viet Nam.
17. LST, Water Resources Institutions in the Lao PDR.
18. LST, Water Resources Institutions in Thailand.
19. LST, Water Resources Institutions in Viet Nam.
20. Prof. S. D. Clark, Water Resources Planning and Water Law.
21. Prof. D. A. Caponera, National Water Resources Administration.
22. Prof. G. E. Radosevich, Water Law in USA: riparian and prior appropriation doctrines.
23. J. O. Saunders, Accommodation of Traditional Uses within Codified Water Laws.
24. J. O. Saunders, Accommodating International Principles within a National Water Management System.
25. M. Solanes, Water Users Participation in Water Management.
26. S. Burchi, Main Trends and Development in Water Law.

IV. TRAINING COURSE IN AUSTRALIA - SEPTEMBER 1992

27. Prof. S. D. Clark, The River Murray Waters Agreements: Down or Up the Creek ?
28. Prof. S. D. Clark, The River Murray Waters Agreement: Peace in our time ?
29. Prof. S. D. Clark, Inter-Governmental Quangos: the River Murray Commission.
30. Dr. J. Peterson, The River Murray and Murray Darling Basin Agreements: Political Economic and Technical Foundations.
31. Murray Darling Basin Agreement Draft replacement Agreement as approved by the Ministerial Council at its meeting on 30 August 1991.

V. WORKSHOP AT AIT - JUNE 1992

32. Prof. B. Petry, Planning and Management of Water Resources in River Basins.
33. Dr. P. Chomchai, The Mekong River basin Development Plan/relevant Projects and Associated Issues.
34. LST, An overview of the Mekong Legal and Institutional Aspects.
35. Prof. D. A. Caponera, Legal Questions relevant to the Mekong Basin Management.
36. LST, My Thuan Bridge - Legal Aspects.
37. Prof. D. A. Caponera, International Resources Law and Institutional Aspects of International River Basins.
38. Prof. B. Petry, Planning and Management of Water Resources in River Basins.
39. LST, An Overview of the Mekong Legal and Institutional Aspects.
40. Dr. P. Chomchai, Review of the Legal and Institutional Framework for Mekong Development.

IV. WORKSHOP NO. 3 IN VIENTIANE - FEBRUARY 1993

41. LST, Review of the Legal and Institutional Framework of the Lower Mekong Basin.
42. LST, An Overview and Analysis of Selected International River Basin Organizations.
43. LST, Review of the Legal and Institutional Framework of the Indus River Basin.
44. LST, Review of the Legal and Institutional Framework of the La Plata River Basin.
45. LST, An Overview on the Nile River Basin Commission.
46. LSt, An Overview on the Murray-Darling River Basin Commission.
47. LST, Review of the Legal and Institutional Framework of the Rhine River Basin.
48. LST, An Overview of the Legal and Institutional Framework of the Senegal River Basin.
49. LST, Review of the International Joint Commission of the USA-Canada.
50. LST, Review of the International Joint Commission of the USA-Mexico.
51. Prof. C. Bourne, The Management of Canada-United States Shared Water Resources: The International Joint Commission.
52. Prof. B. Petry, Economic and Financial Aspects in Cooperation for Development of International River Basins.
53. Prof. D. A. Caponera, Overview of Legal and Institutional Aspects of International River Basins.
54. Prof. Dr. Johan G. Lammers, International and European Community Law and Institutions Relating to the Pollution of the Rhine.

55. Prof. B. Petry, Water Resources Management of International River Basins.
56. Prof. D. A. Caponera, Alternative River Basin Cooperation Frameworks.
57. Prof. D. A. Caponera, Strategy for Preparation of Agreements.
58. Prof. D. A. Caponera, Technical Discussion Paper on a Possible Mekong Basin Authority.
59. Prof. A.E. Utton, Mexican International Waters, in Volume Five, Part IX of Waters and Water Rights, R. E. Beck (ed.), 1991 Edition.

V. CONCLUDING WORKSHOP IN PHNOM PENH - NOVEMBER 1993

60. LST, An Overall Analysis of the Legal and Institutional Framework of Mekong Cooperation, LEGAL/MEK/1/Rev.3, Mekong Secretariat, November 1993.
61. LST, A Comparative Analysis of Selected International River Basins, LEGAL/MEK/2/Rev.1, Mekong Secretariat, November 1993.
62. LST, Study on Principles and Criteria for the Allocation, Use, Conservation and Development of International Water Resources, LEGAL/MEK/3 (Consisting of six papers of the series, LEGAL/OBJ1/1-6), Mekong Secretariat, November 1993.
63. Lao National Study Team, Report of Study on Principles and Criteria for Equitable Allocation, Use, Conservation and Development of Water Resources of the Lower Mekong Basin, LEGAL/OBJ1/7, October 1993.
64. Vietnamese National Study Team, Study on Criteria and Principles of Reasonable and Equitable Use, Conservation and Development of the Water Resources of the Lower Mekong Basin, LEGAL/OBJ1/8, October 1993.
65. Thai National Study Team, Review of International Law and Principles on Water Development and Utilization of International River Basins, LEGAL/OBJ1/9, November 1993.
66. Cambodian National Study Team, Report of Study on Principles and Criteria for the Allocation, Utilization, Conservation and Development of International Water Resources, LEGAL/OBJ1/10, November 1993.
67. Mekong Secretariat, Draft Final Report of the Preparatory Organizational and Legal Studies, LEGAL/MEK/4, prepared by the Policy and Planning Division, Mekong Secretariat, November 1993.
68. Mekong Secretariat, Strengthening of the Legal Framework of Water Management in the Lower Mekong Basin, Draft Project Proposal, MKG/R.93054, Mekong Secretariat, November 1993.
69. Mekong Secretariat, Training on Legal Aspects of International Cooperation for Water Resources Development, Draft Project Proposal, MKG/R.93043, Mekong Secretariat, September 1993.

VI. BASIC DOCUMENTS OF THE MEKONG COMMITTEE

70. Statute of the Committee for Cooperation of Investigations of the Lower Mekong Basin, 17 September 1957.
71. Rules of Procedures of the Mekong Committee.
72. Joint Declaration of Principles for Utilization of the Waters of the Lower Mekong Basin, 31 January 1975.
73. Communique concerning the Mekong Committee, 29 April 1977.
74. Declaration concerning the Interim Committee for the Cooperation of Investigations of the Lower Mekong Basin, 5 January 1978.
75. Rules of Procedures of the Interim Mekong Committee.

VII. INTERNATIONAL LAW ASSOCIATION

76. Helsinki Rules, 1966.

VIII. INTERNATIONAL LAW COMMISSION

77. Draft Articles of the Law of the Non-Navigational Uses of Water of International Watercourses, 1991.